

## 令和8年度建設事業の業務改善に係る支援業務仕様書

### 1 調達案件の概要

#### (1) 調達案件名

令和8年度建設事業の業務改善に係る支援業務

#### (2) 調達の背景

広島県土木建築局（以下「本局」という。）は、県民の生活や企業活動を支える道路、河川、港湾、下水道などの社会基盤の整備、補修、維持管理の企画立案や工事の施工管理・検査をはじめ、災害発生時の応急対応や災害復旧事業の実施など幅広い業務を行う機関である。

本局の建設事業執行については、予算管理から建設工事等の執行・入札・契約・検査、事業の進捗管理、予算の執行状況の管理、災害復旧事業に係る事務など、幅広い領域の事務を、広島県建設事業・公共土木事務管理総合システム（以下「事務管理システム」という。）を使用し実施している。

現行の事務管理システムを使用した業務プロセスについては、次のような課題がある。

- ・建設事業執行に係る決裁の電子化に対応できていない。
- ・事務処理の多くが紙の書類により行われるため、書類管理を含めて時間・場所・コストが掛かる。
- ・事務管理システムは、建設工事等の契約、予算執行状況等の大量のデータを保有しているが、本局職員が容易にデータにアクセスすることが出来ないため、データの有効活用が進んでいない。
- ・事務管理システムと他システム間のデータ連携が容易ではない。
- ・パッケージソフトに大幅なカスタマイズを施していることにより、運用コストやソフトウェアの保守費用が大きくなっている。
- ・開発言語にレガシー言語（COBOL）が用いられており、SEの属人化や改修要員の確保難による工数及び改修コストの増大、長期運用の場合の将来的なコスト増が課題となっている。

これらの課題・問題を解決するため、業務プロセスごとに業務フローの見直しを行った上で、次期事務管理システムを調達し、事務処理の効率化・高度化、ランニングコストの低減を図りたいと考えている。

#### (3) 事務管理システムの対象業務

建設事業に係る業務のうち、事務管理システム調達に係る対象業務は、次のとおり。

- ①**予算**：予算要求、箇所付、予算管理、精算、進行管理等
- ②**用地**：用地取得計画、権利者整理、協議調書作成、契約書類作成等
- ③**工事積算**：積算結果登録、図面・数量登録、工事執行何等
- ④**発注手続**：業者選定、公告等登録等
- ⑤**工事**：監督、中間・出来高検査、事業進捗管理等
- ⑥**完成**：検査、納品等
- ⑦**管理引継**：工事完成後、事業部門から管理部門への図面等の管理図書の引継ぎ等

なお、建設事業執行に係る各業務フロー及び関連するシステムの相関図については図-1、事務管理システムの機能及び関連するシステムは表-1 のとおり。

図-1 建設事業執行に係る各業務フロー及び関連するシステムの相関図

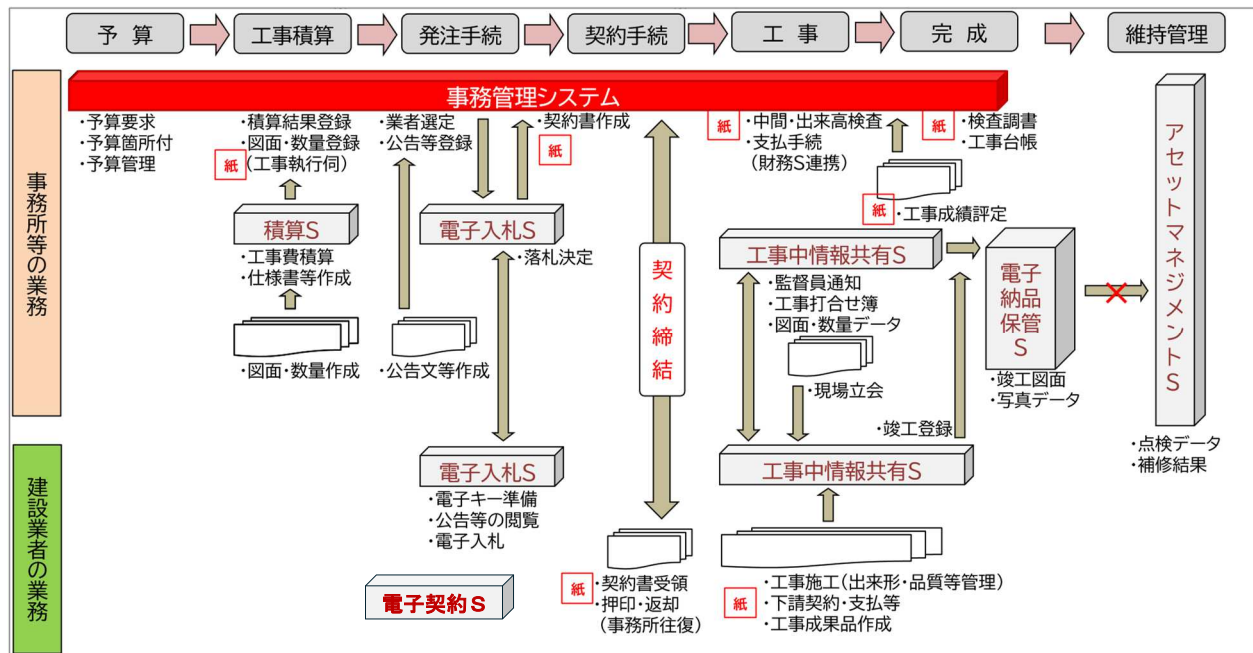


表-1 機能及び関連するシステム

| システム（機能）       | 概要                                                                           |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 事務管理システム（事務管理） | 建設事業の執行に係る予算の管理、執行何から契約、精算、完成検査までの一連の業務に使用                                   |
| 事務管理システム（調査統計） | 建設工事、建設コンサルタント等業務、地域維持業務の発注見通し、事業進捗管理、会計検査等の業務に使用                            |
| 事務管理システム（災害管理） | 災害復旧事業に係る査定から成功認定までの一連の業務に使用                                                 |
| 事務管理システム（用地管理） | 用地取得や補償の事業計画から支払・登記までの関連する情報をデータベースとして蓄積・管理し、必要な帳票作成までの一連の業務に使用              |
| 事務管理システム（業者監理） | 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿等の情報をデータベースとして一元管理し、業者に関する情報の検索や管理など一連の業務に使用   |
| 工事中情報共有システム    | インターネットを利用して、建設工事、建設コンサルタント等業務、地域維持業務の受注者と工事施工中、業務履行中にに関する様々な情報（打合せ簿等）の共有に使用 |
| 電子納品保管管理システム   | 建設工事、建設コンサルタント等業務、地域維持業務の受注者が電子納品した成果品の保管管理に使用                               |
| 電子入札等システム      |                                                                              |
| 電子契約システム       | 電子署名による契約手続きと契約図書の電子化に使用                                                     |

#### (4) 事務管理システムの利用範囲

広島県の予算管理担当課、予算執行担当課、建設事業の進捗管理担当課、建設事業の制度担当課、入札・契約担当課、道路河川等の施設管理担当課の業務、建設工事等を発注する建設事務所のほか、事務管理システムを広島県と共同利用する組織を含め、事務管理システムの利用範囲とする。

## 2 業務内容

### (1) 作業内容

受注者は、次の作業を行うこと。

なお、実施にあたっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日デジタル社会推進会議幹事会決定）」に準拠すること。

※適用対象はガイドライン本文とするが、標準ガイドライン群は参考対象とすること。

#### ア 業務実施計画書の作成

- ・本業務委託に係る作業内容、作業体制、スケジュール（WBS を含む）、成果物等を定めた業務実施計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- ・業務実施計画書とあわせて、コミュニケーション管理、情報セキュリティ対策、進捗管理、リスク管理、課題管理、変更管理等の管理要領を定めたプロジェクト管理要領を作成し、発注者の承認を受けること。
- ・以上の文書は、作業進捗に応じて適宜更新すること。

#### イ 機能要件・非機能要件策定

- ・本局職員に対して、ヒアリングを実施した上で、以下の要件を整理し、整理した結果を要件定義一覧として作成する。なお、ヒアリング対象の想定は次のとおり。

対象部門及び対象組織：広島県土木建築局職員（本庁のみ）

対象者数：数名程度

実施回数：1 ～ 2 回程度

実施時間：1 回あたり 2 時間程度

- ・現行システムの課題を整理し、次期事務管理システムにおいて当該課題を解決するために必要な要件を要件定義一覧に反映する。
- ・機能要件定義（業務要件定義、システム要件定義）
- ・非機能要件定義（可用性、性能・拡張性、移行、セキュリティ、インフラ環境）
- ・機能要件の設計にあたっては、現行システムの機能要件及び非機能要件を基にすることを前提とし、必要な機能を一部追加する方向で整理すること。

#### ウ RFI（概算見積と意見）実施

- ・要件定義一覧を基にして、候補となる設計構築業者に対する依頼資料を作成する。
- ・本局が開催する RFI 説明会（オンライン想定）の開催を支援する。

#### エ RFI 結果分析

- ・RFI に参加した候補となる設計構築業者の意見及び見積を分析し、RFI 分析結果報告書としてまとめる。

- ・受託事業者は、RFI 分析結果等から抽出されたシステム移行・構築における各種課題に対し、実現可能性の高い具体的な解決策を検討及び提示すること。また、プロジェクト全体の不確実性を排除し、最適なベンダー選定を行うため、調達スキームの大枠（発注単位の分割や統合の検討、共同利用や最適な契約形態の選定等を含む）について、多角的な観点から比較検討を行い、提案すること。

オ RFI 結果、各種意見反映

- ・RFI 結果分析結果を反映の上、要件定義資料を修正する。

(2) 報告等

- ・作業の進捗管理及び発生した課題解決のための会議を2週間に1回開催（Web 会議形式も可）すること。
- ・RFI の分析結果並びに抽出された課題に対する解決策及び調達スキームの比較提案を本局幹部職員、関係職員等に報告・説明（業務完了時）に用いる資料を作成すること。

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 成果品

作業工程別の成果品を表-2 に示す。ただし、成果品の構成、詳細については、契約締結後、発注者と協議し取り決めること。

表-2 各作業の行程と成果品

| No | 工程             | 成果品                                | 備考              |
|----|----------------|------------------------------------|-----------------|
| 1  | 計画             | 業務実施計画書、体制表、作業分担、スケジュール            | 契約締結後 2 週間以内に作成 |
| 2  | 機能要件・非機能要件策定   | 要件定義一覧<br>・機能要件<br>・非機能要件 ほか       | 令和8年11月末までに作成   |
| 3  | RFI（概算見積と意見）実施 | RFI 依頼資料                           | RFI 説明会までに作成    |
| 4  | RFI 結果分析       | RFI 分析結果報告書（課題解決策及び調達スキーム比較提案書を含む） | 令和9年2月末までに作成    |
| 5  | RFI 結果、各種意見反映  | 要件定義一覧（最新版）<br>・機能要件<br>・非機能要件ほか   | 契約完了時までに作成      |
| 6  | 報告             | 業務実施報告書（課題対応方針及び次期調達に向けた推奨方針を含む）   | 契約完了時までに作成      |
| 7  | その他資料          | 上記に含まれないその他、本業務で作成した資料を取りまとめたもの    | 契約完了時までに作成      |

(1) 成果品「要件定義一覧」の構成及び範囲

成果品「要件定義一覧」は、Excel 形式（同等の表計算ソフトでも可）で納品すること。

また、次の資料を要件定義一覧の一部又は付属資料として作成すること。

- ア 要件定義書本文
- イ 業務要件
- ウ 機能要件
- エ 非機能要件
- オ データ要件
- カ 外部インターフェース要件
- キ 移行要件
- ク 運用・保守要件
- ケ 教育要件
- コ テスト・受入要件
- サ 前提条件及び制約条件
- シ システム構成案又はシステム方式案

## (2) 納品方法

- ア 電子媒体（CD-R、DVD-R 等）により日本語で提供すること。なお、紙媒体は不要とする。
- イ 磁気媒体等に保存する形式は、PDF 形式及び Microsoft Office で扱える形式とする。
- ウ 磁気媒体については2部用意すること。
- エ 本業務を実施する上で必要となる一切の機器物品等は、受注者の責任で手配するとともに、費用を負担すること。

## (3) 納品場所

広島県土木建築局建設 DX 担当（広島県庁北館6階）

## (4) 成果品の帰属

本業務により得られた成果品は、原則として本県に帰属するものとする。ただし、受注者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受注者あるいは第三者に帰属するものとする。

なお、受注者は、本業務の実施のために受注者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物を利用するにあたっては、当該著作権の利用に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受注者の責任により対処するものとする。

## 4 検査

- (1) 受注者は、契約図書により義務づけられた資料の整備が全て完了した場合には、業務完了報告書を監督職員に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、業務完了報告書の提出を受けたときは、あらかじめ検査日を受注者に通知した上で、検査を行うものとする。この場合において受注者は書類及び資料等を整備すると共に、管理技術者を派遣しなければならない。この検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 検査職員は、監督職員、管理技術者立会の上、次の検査を行う。

## 5 セキュリティ

- (1) システムで扱う情報については、職務以外の用途に利用されることのないように厳重なアクセス権限の管理をすること。

- (2) データの漏洩、改ざんを防ぐような対策を講ずること。
- (3) 業者や外部機関と接続する場合は不正なアクセスを排除するよう対策を講ずること。
- (4) インターネットを通じたデータのやり取りを行う場合は、不正なアクセスを排除すると共にウイルス等の侵入を防ぐよう十分な対策を講ずること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律、広島県機密情報取扱委託基準及び広島県情報セキュリティポリシーに従ったセキュリティ及び個人情報の保護を行うための対策を講ずること。

## 6 その他

- (1) 現行システムの機能要件及び非機能要件を基に検討する前提として、次の資料は、令和8年11月中旬頃までに提供可能の見込みです。

- ア 現行要件定義書
- イ 機能一覧
- ウ 画面一覧及び画面設計書
- エ 帳票一覧及び帳票様式
- オ 業務マニュアル及び運用手順書
- カ データ項目一覧、テーブル定義書及びコード一覧
- キ 外部インターフェース一覧及び仕様書
- ク システム構成図及びネットワーク構成図
- ケ 年間案件数、処理件数及び保有データ量
- コ 障害、問い合わせ及び改修実績
- サ 運用保守仕様書及びサービス水準
- シ 現行システムの運用、保守及び改修費用
- ス 現行契約上の著作権、利用権及び情報提供上の制約

- (2) 本業務の履行にあたり必要な事項については、別途発注者と受注者が協議の上定める。